

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成23年度広域連合長会議

平成23年6月8日（水）

都市センターホテル

全国後期高齢者医療広域連合協議会

目 次

○会議資料 (ページ)

- 1 会議次第…………… 1
- 2 平成22年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告…………… 2
- 3 平成22年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算…………… 3
- 4 平成23年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案） …… 8
- 5 平成23年度全国後期高齢者医療広域連合協議会予算（案） …… 9
- 6 全国後期高齢者医療広域連合協議会次期役員名簿……………10
- 7 要望書（案） ……11

○参考資料

- 1 全国後期高齢者医療広域連合協議会規約……………22
- 2 全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿……………26
- 3 全国広域連合長等名簿……………27
- 4 全国広域連合所在地等一覧……………29

会 議 資 料

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成23年度広域連合長会議次第

日時：平成23年6月8日（水）14：30～15：30

場所：都市センターホテル 5階 「オリオン」

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 議事
 - (1) 平成22年度事業報告について
 - (2) 平成22年度決算について
 - (3) 平成23年度事業計画（案）について
 - (4) 平成23年度予算（案）について
 - (5) 役員を選任について
 - (6) 要望書（案）について
- 4 来賓紹介・来賓挨拶（大塚厚生労働副大臣）
- 5 要望書手交
- 6 厚生労働省と意見交換
- 7 閉会

議事（１）

平成２２年度事業報告について

平成22年度全国後期高齢者医療広域連合協議会事業報告

平成22年度において、全国後期高齢者医療広域連合協議会は、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展、高齢者のための新たな医療制度等の構築を図るため、次の事業を行った。

1 広域連合の意見集約

国等に対して意見を表明するために、各広域連合の意見を集約した。

- (1) 要望書提出に係る意見集約（6月9日、11月18日提出）
- (2) 高齢者医療制度改革会議に対する意見集約（随時）
- (3) 社会保障審議会医療保険部会に対する意見集約（随時）

2 広域連合としての意見表明

- (1) 必要な制度改善について国等へ要望した。
 - ① 要望書手交・記者会見（6月9日、11月18日）
- (2) 審議会や検討会等に参画し、制度の内容や運営に関する意見を表明した。
 - ① 社会保障審議会医療保険部会（第38回～第43回）
 - ② 高齢者医療制度改革会議（第5回～第14回）
 - ③ 保険者協議会中央連絡会（第24回）
 - ④ 高齢者医療システム検討会（第1回～第5回）
 - ⑤ レセプト情報等の提供に関する有識者会議（第1回～第5回）

3 広域連合間の意見交換

様々な課題について、全国6つの地域ブロック幹事広域連合を通じ、広域連合間の意見交換を行った。

4 広域連合間の連絡調整

円滑な運営と制度改善に資するために、次の諸会議等を行った。

- (1) 広域連合長会議（定例会6月9日、臨時会11月18日）
- (2) 幹事会（第1回～第3回）
- (3) 高齢者医療制度改革会議等報告

議事（２）

平成２２年度決算について

平成 2 2 年度

全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

平成22年度全国後期高齢者医療広域連合協議会決算書

(平成23年3月31日現在)

歳入	一金	<u>6,298,485円</u>
歳出	一金	<u>3,802,507円</u>
差引残高	一金	<u>2,495,978円</u>

平成23年度へ繰越

歳入

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
01 分担金及び負担金	3,760,000	3,760,000	0	
01 分担金	3,760,000	3,760,000	0	
01 分担金	3,760,000	3,760,000	0	
01 分担金	3,760,000	3,760,000	0	均等割分担金 (80,000円×47団体)
02 繰越金	2,537,000	2,537,855	-855	
01 繰越金	2,537,000	2,537,855	-855	
01 繰越金	2,537,000	2,537,855	-855	
01 前年度繰越金	2,537,000	2,537,855	-855	
03 諸収入	2,000	630	1,370	
01 預金利子	1,000	630	370	
01 預金利子	1,000	630	370	
01 預金利子	1,000	630	370	預金利子
02 雑入	1,000	0	1,000	
01 雑入	1,000	0	1,000	
01 雑入	1,000	0	1,000	
歳入合計	6,299,000	6,298,485	515	

歳出

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差異	備 考
01 会議費	3,788,000	2,971,363	816,637	
01 会議費	3,788,000	2,971,363	816,637	
01 広域連合長会議費	1,794,000	1,735,710	58,290	
09 旅費	1,028,000	1,016,280	11,720	広域連合長会議 (6/9) 臨時広域連合長会議 (11/18)
11 需用費	132,000	105,664	26,336	
14 使用料及び賃借料	634,000	613,766	20,234	広域連合長会議会場使用料等 臨時広域連合長会議会場使用料等
02 幹事会費	1,678,000	1,235,653	442,347	
09 旅費	1,668,000	1,225,687	442,313	第1回 (6/2)、第2回 (10/7) 第3回 (11/11)
11 需用費	10,000	9,966	34	
03 事務局長会議費	316,000	0	316,000	
09 旅費	188,000	0	188,000	
11 需用費	24,000	0	24,000	
14 使用料及び賃借料	104,000	0	104,000	
02 総務費	1,497,000	831,144	665,856	
01 総務管理費	1,497,000	831,144	665,856	
01 一般管理費	1,497,000	831,144	665,856	
09 旅費	1,407,000	782,585	624,415	高齢者医療制度改革会議 社会保障審議会医療保険部会
11 需用費	12,000	5,549	6,451	
12 役務費	58,000	23,180	34,820	
14 使用料及び賃借料	20,000	19,830	170	
18 備品購入費	0	0	0	
03 予備費	1,014,000	0	1,014,000	
01 予備費	1,014,000	0	1,014,000	
01 予備費	1,014,000	0	1,014,000	
歳出合計	6,299,000	3,802,507	2,496,493	

意 見 書

平成22年度全国後期高齢者医療広域連合協議会会計について、
決算関係書類を審査した結果、いずれも適正かつ正確であると認める。

全国後期高齢者医療広域連合協議会

平成23年4月25日

監事 愛知県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 佐原 光一

平成23年5月18日

監事 秋田県後期高齢者医療広域連合

広域連合長 穂積 志

議事（３）

**平成２３年度事業計画（案）に
ついて**

平成23年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会事業計画（案）

1 基本方針

全国後期高齢者医療広域連合協議会では、全国の広域連合が連絡提携を緊密にし、広域連合相互の情報を共有することにより、各々の広域連合の円滑な運営と進展を図るため、次の事業を行う。

2 事業計画

(1) 広域連合の意見集約

全国各地で課題となっている次の事項等について、意見を集約する。

- ① 現行制度に関する事項
- ② 新制度移行に関する事項
- ③ その他円滑な運営と進展を図るための事項

(2) 広域連合としての意見表明

- ① 全国の広域連合から集約した意見をもとに、重要な事項等について国等に提案を行う。
- ② 国で設置された社会保障審議会等に参画し、現行制度の円滑な運営、新制度への移行等に関し、意見を表明する。

(3) 広域連合間の意見交換

様々な課題について、相互に意見を交換することにより、解決する意欲と創意工夫を日々弛まらず行うため、ネットワークにより相互に高めあうように努める。

(4) その他基本方針を達成するために必要な事業を行う。

3 会議の開催

(1) 広域連合長会議（広域連合長会議：1回、臨時広域連合長会議：随時）

本協議会の運営に関する重要事項を審議するため、広域連合長会議を1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合、臨時広域連合長会議を開催する。

(2) 幹事会（幹事会：1回、臨時幹事会：随時）

広域連合長会議へ提案する事項の審査及び広域連合長会議からの委任事項の議決のため幹事会を開催する。なお、臨時広域連合長会議が開催される場合は、臨時幹事会を開催する。

(3) 事務局長会議（開催を求められた場合：随時）

会長から審議する事項等について求められた場合は、事務局長会議を開催する。

議事（４）

平成２３年度予算(案)について

平成23年度 全国後期高齢者医療広域連合協議会予算(案)

歳入

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 分担金及び負担金	3,760	3,760	0	
01 分担金	3,760	3,760	0	
01 分担金	3,760	3,760	0	
01 分担金	3,760	3,760	0	均等割分担金 80,000円*47団体
02 繰越金	2,495	2,537	△ 42	
01 繰越金	2,495	2,537	△ 42	
01 繰越金	2,495	2,537	△ 42	
01 前年度繰越金	2,495	2,537	△ 42	前年度繰越金
03 諸収入	2	2	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	
01 預金利子	1	1	0	預金利子
02 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
01 雑入	1	1	0	
歳入合計	6,257	6,299	△ 42	

歳出

(単位：千円)

科 目	本年度予算	前年度予算	比 較	備 考
01 会議費	3,403	3,788	△ 385	
01 会議費	3,403	3,788	△ 385	
01 広域連合長会議費	1,710	1,794	△ 84	
09 旅費	1,155	1,028	127	広域連合長会議旅費 2回
11 需用費	132	132	0	消耗品費・印刷製本費
14 使用料及び賃借料	423	634	△ 211	会場使用料等
02 幹事会費	1,274	1,678	△ 404	
09 旅費	1,264	1,668	△ 404	幹事会旅費 3回
11 需用費	10	10	0	消耗品費・印刷製本費
03 事務局長会議費	419	316	103	
09 旅費	291	188	103	事務局長会議旅費 1回
11 需用費	24	24	0	消耗品費・印刷製本費
14 使用料及び賃借料	104	104	0	会場使用料等
02 総務費	1,566	1,497	69	
01 総務管理費	1,566	1,497	69	
01 一般管理費	1,566	1,497	69	
09 旅費	1,421	1,407	14	審議会等旅費
11 需用費	43	12	31	消耗品費・印刷製本費
12 役務費	62	58	4	通信運搬費・振込手数料
14 使用料及び賃借料	40	20	20	自動車借上料
03 予備費	1,288	1,014	274	
01 予備費	1,288	1,014	274	
01 予備費	1,288	1,014	274	
歳出合計	6,257	6,299	△ 42	

議事（５）

役員を選任について

全国後期高齢者医療広域連合協議会次期役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横尾 俊彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	あ べ たかお 阿部 孝夫 (川崎市長)	関東・信越ブロック (神奈川県広域連合)
	めかた まこと 目片 信 (大津市長)	近畿ブロック (滋賀県広域連合)
	たかぎ なおや 高木 直矢 (笠岡市長)	中国・四国ブロック (岡山県広域連合)
監事	しかない ひろし 鹿内 博 (青森市長)	北海道・東北ブロック (青森県広域連合)
	たかはし まさき 高橋 正樹 (高岡市長)	東海・北陸ブロック (富山県広域連合)

議事（6）

要望書（案）について

後期高齢者医療制度に関する要望書 (案)

平成23年6月8日

全国後期高齢者医療広域連合協議会

後期高齢者医療制度については、昨年「高齢者医療制度改革会議」において、新たな高齢者医療制度の検討が進められ、最終とりまとめが示されている。

しかしながら、まだ国会への法案提出がなされていないため、新制度への移行時期が不透明であり、今後の動向を注視しているところである。

このような中、現行制度が継続される間は、安定した運営を続けていくことが責務であり、現行制度で改善が必要な事項に対しては、早急な対応が必要である。

また、新制度の創設に当たっては、被保険者等に不安や混乱を与えることなく、公平で分かりやすく、幅広い国民の納得と信頼が得られる制度となることを望むものである。

現行制度の円滑な運営と新制度の構築に向け、国は、下記に掲げる事項について、特段の配慮をされるよう要望する。

記

後期高齢者医療制度に関する重点要望

1 現行制度に関する重点要望事項

(1) 新制度移行後も継続する現行制度の給付事務等について、事務処理主体、期間・スケジュール等を、早急かつ明確に提示すること。

(2) 平成24年度の保険料率改定における財政運営期間が、単年度から平成25年度までの2年間とされ、剰余金や財政安定化基金の活用だけでは保険料の増加抑制は困難と思われるので、被保険者の保険料負担を抑制するための措置を講ずるとともに、保険料軽減措置を制度廃止年度まで継続し、必要な財源は国において確保すること。

なお、上記保険料増加抑制のための方針及び保険料算定における基礎数値などについては早期に提示すること。

(3) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し、改善すること。

(4) 後期高齢者医療広域連合電算処理システムについて

① 後期高齢者医療広域連合電算処理システムには、未だ早期に改善が必要な事項がみられることから、今後の改善計画の明確化、電話・電子メール等による迅速なサポート体制構築、十分な検証、動作確認等により、広域連合及び市区町村の業務に支障が生じないようにすること。

② 新制度への移行時期が当初想定されていた平成25年3月から最短でも平成26年3月以降にずれ込む状況であることから、保守期間延長や機器更改について、早急に対応方針を示すこと。

また、バージョンアップ、保守期間延長等に係る経費については国の負担とすること。

(5) 東日本大震災で被災した被保険者への一部負担金及び保険料の減免並びに保険者支援に係る経費については、大規模災害でもあり、特別調整交付金を充てることなく、全額を補正予算で措置すること。

また、被災者への救済策が全国で統一したものとなるよう、必要な措置を講ずること。

2 新制度に関する重点要望事項

(1) 新制度の構築について

- ① 新制度の構築に当たっては、現行制度施行時の混乱を教訓とし、国民に制度改正の理念及び意義の周知を徹底するため、十分な検討及び周知期間を確保の上、持続可能で、国民、地方公共団体、保険者、医療機関等から幅広く納得が得られる制度となるよう、国として万全の策を講ずること。
- ② 制度移行に係る業務処理に支障が生じないよう、東日本大震災の影響を勘案した上で、新制度への移行時期及び移行スケジュールについて早急に提示すること。
- ③ 制度移行に必要なとされる財源は、国において確保すること。

(2) 新制度の運営主体は、既に医療費適正化等に見識及び実績を持つ都道府県とし、都道府県及び市区町村の役割分担を明確化するとともに、全年齢の都道府県単位化への道筋を示すこと。

(3) 今後、医療費負担の増大が見込まれる中、国は将来にわたり国民皆保険制度を堅持するため、財政予測を十分に行い、世代間及び保険者間の負担調整並びに被保険者の負担軽減への財源として国費を拡充するとともに、現在の保険料軽減率を法定化すること。

仮に負担増となる見直しを行う場合においては、国民的合意を得ること。

(4) 電算処理システムの構築について

- ① 電算処理システムの構築に当たっては、高齢者医療システム検討会で検討されている内容について、関係機関への情報提供及び協議を行うとともに、完成度が高く安定した運用、予防医学・保健事業等に活用が可能なものとし、支障が生じた際には、迅速かつ適切に対応できる体制とすること。

- ② 現行システムからの移行内容、手順・スケジュールを早期に明らかにし、事務処理体制、電算処理システムを完全に整えることが可能な準備期間を確保するなど、スムーズな移行が可能となるよう配慮すること。

- ③ 多額の費用をかけて構築した後期高齢者医療広域連合電算処理システム、市区町村システムなどの情報資産を可能な限り活用するとともに、新たに生じるシステム関係経費、データ移行に要する経費については、市区町村システムを含め国の責任において全額措置すること。

後期高齢者医療制度に関する要望

1 現行制度に関する要望事項

(1) 財政安定化基金事業について

① 「財政不足」による貸付、交付を受けるための制限を緩和するとともに、算出方法を簡略化すること。

② 「保険料率の増加抑制」のために交付を受ける場合は、増加抑制額（率）により、交付限度額と交付額の比率を示すなど、交付額を明確に算出できるようにすること。

(2) 国庫負担金、調整交付金、国庫補助金等の交付については、年間交付計画を明確にするとともに、保険者の支払計画に支障のないよう速やかに交付すること。

また、国においては被保険者の保険料負担に配慮し、療養給付に対する定率交付を12分の4に引き上げるとともに、広域連合間の所得格差を調整するための交付金を別途措置すること。現行の「調整交付金」を維持する場合、その後の経済情勢によって算定額が保険料率算定時の見込みを大きく下回るときは、制度運営に支障をきたさぬよう、適切な措置を講ずること。

(3) 後期高齢者医療制度事業費補助金保険者機能強化事業における保険料収納対策等に係る補助を継続すること。

また、補助事業の実績については、迅速に情報提供を行うとともに、事業実施の決定時期を早めること。

- (4) 被保険者のため、一部負担金の割合及び自己負担限度額が変更になったことによる差額徴収、還付が発生しないよう、分かりやすい仕組みとすること。
- また、所得基準の判定については、世帯単位ではなく、被保険者個人単位とすること。
- (5) 被保険者のため、公簿確認できる被保険者については、基準収入額適用申請書の提出を簡素化すること。
- (6) 後期高齢者医療の被保険者の老齢福祉年金受給情報について、広域連合（又は市区町村の後期高齢者医療担当課）が提供を受けられる仕組みとすること。
- (7) 保険料滞納者に対して、滞納保険料に現金給付を充当できるよう法整備をするとともに、標準システムによる運用が可能となるよう、必要な整備を行なうこと。
- (8) 高額介護合算療養費については、制度が複雑で本来の趣旨である負担軽減について対象者全員を救済できておらず、取扱いに不公平が生じていること、申請時における申請者の負担が大きいことなどから、制度の見直しを行い、より公平な負担軽減策とすること。
- (9) 後発医薬品の使用促進については、国において保険医療機関等に対し、より積極的に使用促進の施策を行うとともに、各保険者における普及・啓発等が取り組めるような体制を整備すること。

(10) 医療費の適正化を図るため、あん摩マッサージ師、はり師及びきゅう師についても国及び都道府県に指導・監査権限を付与すること。

また、保険者に対しても、柔道整復師も含め同様の権限を付与すること。

(11) 住民基本台帳法改正に伴う後期高齢者医療広域連合電算処理システムの改修について、明確な取組内容を情報提供するとともに、混乱や不備のないよう国民健康保険中央会に対し指導を行い、かかる経費については国の負担とすること。

また、国の情報化施策等について、速やかに情報提供を行うこと。

2 新制度に関する要望事項

- (1) 新制度の施行時期を3月1日とした場合、保険料の賦課方法などについては、混乱を招かないような仕組みとすること。また、最終年度における保険料賦課事務について具体的に提示すること。
- (2) 新制度施行前の特定期間の医療給付費実績等に基づき、都道府県平均と医療給付費の乖離が著しい市区町村に対し、現行制度と同様に国・都道府県の財源で保険料に係る特例（不均一保険料）制度を設けること。
また、新制度への移行が著しく遅れる場合は、現行の特例制度を延長すること。
- (3) 高額療養費の多数該当、食事療養費の長期入院などのカウントを移行前の保険から引き継ぐことができるようにすること。
- (4) 限度額認定等全ての情報が、一枚の被保険者証に記載できるようにすること。
- (5) 老齢福祉年金受給者に対して特別の区分等を設ける場合は、受給情報が提供される制度設計とすること。

(6) 被保険者のため、一部負担金の割合及び自己負担限度額が変更になったことによる差額徴収、還付が発生しないよう、分かりやすい仕組みとすること。

また、所得基準の判定については、世帯単位ではなく、被保険者個人単位とすること。

(7) 保険料の特別徴収について、対象となる年金の選択制の導入、月次捕捉による速やかな特別徴収への移行及び保険料変更後も特別徴収の継続が可能となるよう関係機関へ要請し、改善すること。

平成23年6月8日

厚生労働大臣

細川 律夫 様

全国後期高齢者医療広域連合協議会

会長 横尾 俊彦

参 考 资 料

全国後期高齢者医療広域連合協議会規約

(名称)

第1条 本会は、全国後期高齢者医療広域連合協議会という。

(組織)

第2条 本会は、全国の都道府県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、広域連合の連絡提携を緊密にして、後期高齢者医療制度の円滑な運営と進展を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 全国の広域連合の意見集約、国等への意見表明及び広域連合相互の意見交換
- (2) 広域連合長会議及び事務局長会議の開催
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、第13条に規定する幹事をもって充てる。

会長 1名

副会長 3名

監事 2名

2 役員を選任方法は、幹事の互選によるものとする。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、任期満了後も、新役員が選任されるまでの間は、引き続きその職務を行うものとする。

2 任期途中で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員任期中に市区町村長選挙が行われ、同一人物が市区町村長に当選し、さらに当該広域連合長に当選した場合は、その者が引き続きその任期の期間役員となる。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が会長の職務を代理する。

3 監事は、本会の会計を監査する。

(広域連合長会議)

第8条 本会の広域連合長会議は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

2 広域連合長会議は、会長が招集し、その議長となる。

3 広域連合長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 広域連合長会議には、広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(議決事項)

第9条 広域連合長会議は、幹事会の審議を経た次に掲げる事項を議決する。

(1) 規約の制定及び改廃に関する事項

(2) 予算の承認に関する事項

(3) 国等に対する要望及び提案に関する事項

(4) その他必要と認めた事項

(委任)

第10条 広域連合長会議は、議決事項の一部及びその権限の一部を幹事会又は会長に委任することができる。

(幹事会)

第11条 幹事会は、第13条に規定する幹事で構成する。

2 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 幹事会には、幹事である広域連合長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

4 幹事会は、広域連合長会議へ提案する議決事項の審査、広域連合長会議からの委任事項の議決その他意見交換等を行う。

(事務局長会議)

第12条 事務局長会議は、全国の広域連合の事務局長で構成し、会長の属する広域連合の事務局長が議長（以下「事務局長会議長」という。）となる。

2 会長は必要と認めた場合に、事務局長会議長に対し事務局長会議の開催を下

命し、事務局長会議長が事務局長会議を招集する。

3 事務局長会議の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

4 事務局長会議は、会長によって求められた事項その他必要な事項を審議する。

5 事務局長会議には事務局長が出席するものとする。ただし、特別の事情があるときは、代理者を出席させることができる。

(地域ブロック協議会及び幹事)

第13条 全国を「北海道・東北」、「関東・信越」、「東海・北陸」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州」の6つの地域ブロックに分けるものとし、当該地域ブロックごとに協議会を置く。

2 前項に規定する地域ブロックごとの都道府県は、別表のとおりとする。

3 幹事は、地域ブロックごとに1名選出されるものとし、広域連合長をもって充てる。

4 幹事の選出方法は、地域ブロックごとに任意に定めるものとする。

5 幹事は、地域ブロック内の意見の調整・集約を行うものとし、また、第5条に規定する役員を務め、その任期は役員任期と同一とする。

(会計)

第14条 本会の経費は、各広域連合の分担金、寄附金その他の収入をもってこれを支弁する。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

3 本会の毎年度の歳入歳出予算は、幹事会の議決を経て、広域連合長会議の承認を得るものとする。

4 本会の決算は、幹事会の認定に付し、広域連合長会議に報告するものとする。

(分担金)

第15条 各広域連合の分担金の算出方法は、広域連合の数による均等割とする。

(事務局)

第16条 本会の事務局は、会長の属する広域連合事務局に置く。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は別に会長が定める。

附 則

この規約は、平成21年6月3日から施行する。

別表（第13条関係）

地域ブロック	都道府県
北海道・東北	北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東・信越	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県
東海・北陸	富山県 石川県 岐阜県 静岡県 愛知県 三重県
近畿	福井県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国・四国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

全国後期高齢者医療広域連合協議会役員名簿

役職名	氏 名	地域ブロック名 (広域連合名)
会長	よこお としひこ 横尾 俊彦 (多久市長)	九州ブロック (佐賀県広域連合)
副会長	にしかわ たいいちろう 西川 太一郎 (荒川区長)	関東・信越ブロック (東京都広域連合)
	ひがしむら しんいち 東村 新一 (福井市長)	近畿ブロック (福井県広域連合)
	いとう よしかず 伊藤 吉和 (府中市長)	中国・四国ブロック (広島県広域連合)
監事	ほづみ もとむ 穂積 志 (秋田市長)	北海道・東北ブロック (秋田県広域連合)
	しばた こういち 柴田 紘一 (岡崎市長)	東海・北陸ブロック (愛知県広域連合)

全国広域連合長等名簿

平成23年5月31日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
北海道・東北	北海道	高橋 定敏 (留萌市長)	四方 昌夫 (中富良野町長)	藤井 透
	青森県	鹿内 博 (青森市長)	逢坂 雄一 (平内町長)	柿崎 直春
	岩手県	谷藤 裕明 (盛岡市長)	稲葉 暉 (一戸町長)	浅沼 秀夫
	宮城県	奥山 恵美子 (仙台市長)	佐々木 功悦 (美里町長)	中里 豊
	秋田県	穂積 志 (秋田市長)	栗林 次美 (大仙市長)	岡田 裕一
			空席	
	山形県	市川 昭男 (山形市長)	小野 精一 (小国町長)	齋藤 勝重
安部 三十郎 (米沢市長)				
福島県	瀬戸 孝則 (福島市長)	古川 道郎 (川俣町長)	山内 芳夫	
関東・信越	茨城県	中田 裕 (桜川市長)	野高 貴雄 (河内町長)	船橋 牧男
	栃木県	佐藤 栄一 (宇都宮市長)	古口 達也 (茂木町長)	須田 道夫
	群馬県	清水 聖義 (太田市長)	空席	斉藤 毅弘
	埼玉県	須田 健治 (新座市長)	空席	清水 英孝
	千葉県	根本 崇 (野田市長)	岩田 利雄 (東庄町長)	松永 光男
	東京都	西川 太一郎 (荒川区長)	空席	合田 進 (副広域連合長)
			北川 穰一 (昭島市長)	
			空席	
			合田 進 (常勤)	
	神奈川県	阿部 孝夫 (川崎市長)	間宮 恒行 (大井町長)	笹野 康裕
			吉田 英男 (三浦市長)	
	新潟県	篠田 昭 (新潟市長)	渡邊 廣吉 (聖籠町長)	池上 忠志
山梨県	堀内 茂 (富士吉田市長)	天野 康則 (忍野村長)	小野 裕実	
長野県	母袋 創一 (上田市長)	伊藤 喜平 (下條村長)	小田切 憲一	
		山田 勝文 (諏訪市長)		
		空席		
		空席		
東海・北陸	富山県	高橋 正樹 (高岡市長)	米澤 政明 (入善町長)	木村 吉成
	石川県	梶 文秋 (輪島市長)	杉本 栄蔵 (中能登町長)	西川 文明
	岐阜県	細江 茂光 (岐阜市長)	小川 敏 (大垣市長)	箕浦 準二
			尾藤 義昭 (関市長)	
			大山 耕二 (中津川市長)	
			中川 満也 (垂井町長)	
	静岡県	鈴木 尚 (富士市長)	岡崎 和夫 (池田町長)	岩崎 卓芳
			空席	
	愛知県	柴田 紘一 (岡崎市長)	村松 藤雄 (森町長)	小出 重則
			江戸 満 (扶桑町長)	
三重県	前葉 泰幸 (津市長)	木田 久主一 (鳥羽市長)	齊藤 雅之	
		空席		
尾上 武義 (大台町長)				
近畿	福井県	東村 新一 (福井市長)	杉本 博文 (池田町長)	三上 明範
	滋賀県	目片 信 (大津市長)	空席	西田 一廣
			村西 俊雄 (愛荘町長)	
	京都府	久嶋 務 (向日市長)	古川 源二郎 (常勤)	山田 昌弘 (副広域連合長)
			坂本 信夫 (久御山町長)	
			栗山 正隆 (亀岡市長)	
			中山 泰 (京丹後市長)	
			星川 茂一 (京都市副市長)	
	大阪府	倉田 薫 (池田市長)	山田 昌弘 (常勤)	濱田 邦男
			空席	
			平松 邦夫 (大阪市長)	
	兵庫県	西田 正則 (たつの市長)	空席	森田 文明
			中 和博 (能勢町長)	
奈良県	上田 清 (大和郡山市長)	空席	辰巳 哲司	
		福西 力 (上北山村長)		
和歌山県	中村 慎司 (紀の川市長)	西谷 義則 (識見)	小川 隆生	
		木下 善之 (橋本市長)		
		中山 正隆 (有田川町長)		
奥田 貢 (北山村長)				

全国広域連合長等名簿

平成23年5月31日現在

ブロック	都道府県	広域連合長	副広域連合長	事務局長
中国・四国	鳥取県	竹内 功 (鳥取市長)	吉田 秀光 (三朝町長)	岩垣 宝祥
	島根県	松浦 正敬 (松江市長)	山崎 英樹 (飯南町長)	角 亨
	岡山県	高木 直矢 (笠岡市長)	重森 計己 (吉備中央町長)	保崎 博道
			井上 稔朗 (赤磐市長)	
	広島県	伊藤 吉和 (府中市長)	藏田 義雄 (東広島市長)	山本 宏治
			入山 欣郎 (大竹市長)	
			吉田 隆行 (坂町長)	
			山口 寛昭 (世羅町長)	
			空 席	
	山口県	野村 興兒 (萩市長)	松浦 正人 (防府市長)	長田 紀生
	徳島県	原 秀樹 (徳島市長)	広瀬 憲発 (松茂町長)	谷口 榮一
	香川県	大西 秀人 (高松市長)	新井 哲二 (丸亀市長)	喜多 広志
			藤井 賢 (綾川町長)	
愛媛県	野志 克仁 (松山市長)	佐々木 龍 (新居浜市長)	青木 正行	
		山下 和彦 (伊方町長)		
高知県	岡崎 誠也 (高知市長)	吉岡 珍正 (越知町長)	伊藤 博昭	
		笹岡 豊徳 (須崎市長)		
九州	福岡県	檜原 利則 (久留米市長)	空 席	國武 三歳
	佐賀県	横尾 俊彦 (多久市長)	秀島 敏行 (佐賀市長)	馬場 俊行
			田中 源一 (江北町長)	
	長崎県	田上 富久 (長崎市長)	松本 崇 (大村市長)	高橋 清文
			一瀬 政太 (波佐見町長)	
	熊本県	幸山 政史 (熊本市長)	荒木 泰臣 (嘉島町長)	濱田 祐介
	大分県	釘宮 馨 (大分市長)	空 席	惣川 一昭
			坂本 和昭 (九重町長)	
	宮崎県	黒木 健二 (日向市長)	椎葉 晃充 (椎葉村長)	宮田 英世
			戸敷 正 (宮崎市長)	
鹿児島県	岩切 秀雄 (薩摩川内市長)	川添 健 (長島町長)	佐野 義一	
沖縄県	島袋 俊夫 (うるま市長)	儀武 剛 (金武町長)	島袋 庄一	
		古堅 國雄 (与那原町長)		

全国広域連合所在地等一覧

平成23年5月31日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
北海道・東北	北海道	〒060-0062	011-290-5601	soumu@iryokouiki-hokkaido.jp
		札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内	011-210-5022	
	青森県	〒030-0801	017-721-3821	aomori-kouikirengou@dolphin.ocn.ne.jp
		青森市新町2丁目4番1号 青森県共同ビル1階	017-723-1401	
	岩手県	〒020-8510	019-606-7500	soumu@iwate-iryokouiki.jp
		盛岡市山王町4番1号 岩手県自治会館4階	019-606-7505	
	宮城県	〒980-0011	022-266-1026	info@miyagi-kouiki.jp
		仙台市青葉区上杉1丁目2番3号 宮城県自治会館9階	022-266-1031	
秋田県	〒010-0951	018-838-0610	info@akita-kouiki.jp	
山形県	〒991-0041	0237-84-7100	info@yamagata-kouiki.jp	
	寒河江市大字寒河江字久保6番地 山形県国保会館内	0237-85-8530		
福島県	〒960-8043	024-528-9025	kouikirengou@fukushima.email.ne.jp	
	福島市中町8-2 福島県自治会館内	024-521-0254		
関東・信越	茨城県	〒311-4141	029-309-1212	k08kouiki@union.ibaraki.lg.jp
		水戸市赤塚1-1 ミオスビル1階	029-309-1126	
	栃木県	〒320-0033	028-627-6805	soumu@kouikirengo-tochigi.jp
		宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階	028-627-6809	
	群馬県	〒371-0854	027-256-7171	info@gunma-kouiki.jp
		前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル6F	027-255-1312	
	埼玉県	〒330-0074	048-833-3222	soumu@saitama-kouikourei.jp
		さいたま市浦和区北浦和5-6-5 埼玉県浦和合同庁舎4階	048-833-3471	
	千葉県	〒263-0016	043-216-5011	info@kouiki-chiba.jp
		千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保会館内	043-206-0085	
	東京都	〒102-0072	03-3222-4475	soumu@tokyo-kouiki.jp
千代田区飯田橋3-5-1 東京区政会館15階		03-3222-4477		
神奈川県	〒221-0052	045-440-6701	kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp	
	横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階	045-441-1500		
新潟県	〒950-0965	025-285-3221	jim00@niigata-kouiki.jp	
	新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階	025-285-3315		
山梨県	〒400-8587	055-236-5671	soumu@yamanashi-iryokouiki.jp	
	甲府市蓬沢1丁目15番35号山梨県自治会館2階	055-235-6373		
長野県	〒380-0935	026-229-5320	jimukyoku@kouikourei-nagano.jp	
	長野市中御所79-5 NOSAI長野会館2階	026-228-1850		
東海・北陸	富山県	〒939-2798	076-465-7501	info@toyama-iryou.jp
		富山市婦中町速星754番地 富山市婦中総合行政センター内	076-465-3967	
	石川県	〒920-0968	076-223-0140	info@ishikawa-kouiki.jp
		金沢市幸町12番1号 石川県幸町庁舎5階	076-223-0144	
	岐阜県	〒501-6111	058-387-6368	iryou-kr@gkouiki.jp
		岐阜市柳津町宮東1丁目1番地 岐阜市柳津地域振興事務所内	058-218-2275	
	静岡県	〒420-0851	054-270-5520	jimukyoku@shizuoka-ki.jp
静岡市葵区黒金町59番地の7 ニッセイ静岡駅前ビル3階		054-272-3312		
愛知県	〒461-0001	052-955-1227	jimukyoku@aichi-kouiki.jp	
	名古屋市中区泉1丁目6番5号国保会館内	052-955-1298		
三重県	〒514-0003	059-221-6880	kouikourei-mie@union.mie-kokikorei.lg.jp	
	津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館内	059-221-6881		

全国広域連合所在地等一覧

平成23年5月31日現在

ブロック	都道府県	所在地	TEL	メールアドレス
			FAX	
近畿	福井県	〒910-0843	0776-54-6330	info@fukui-kouiki.or.jp
		福井市西開発4丁目202-1 福井県自治会館5階	0776-52-5720	
	滋賀県	〒520-0044	077-522-3013	soumu@shigakouiki.jp
		大津市京町四丁目3番28号 滋賀県厚生会館4階	077-522-3023	
	京都府	〒600-8411	075-344-1202	info@kouiki-kyoto.jp
		京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620 COCON 烏丸5階	075-344-1251	
	大阪府	〒540-0028	06-4790-2029	kouikikourei@kouikirengo-osaka.jp
		大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル8階	06-4790-2030	
兵庫県	〒650-0021	078-326-2612	jimukyoku@kouiki-hyogo.jp	
	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1201号 センタープラザ内	078-326-2744		
奈良県	〒634-0061	0744-29-8430	info@nara-kouiki.jp	
	橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館7階	0744-29-8433		
和歌山県	〒640-8137	073-428-6688	info@kouiki-wakayama.jp	
	和歌山市吹上2丁目1-22 日赤会館9階	073-428-6677		
中国 四国	鳥取県	〒689-0714	0858-32-1097	kourei@koureikouiki-tottori.jp
		東伯郡湯梨浜町龍島500 湯梨浜町役場東郷支所2階	0858-32-1067	
	島根県	〒690-0887	0852-20-2236	soumu@shimane-kouiki.jp
		松江市殿町8-3 市町村振興センター5階	0852-21-5551	
	岡山県	〒700-0975	086-245-0090	jimukyoku@kouiki-okayama.jp
		岡山市北区今2丁目2番1号 市町村振興センター3階	086-245-7277	
	広島県	〒730-8626	082-502-7822	info@kouiki-hiroshima.jp
		広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階	082-502-7844	
	山口県	〒753-0072	083-921-7110	info@yamaguchi-kouiki.jp
		山口市大手町9-11 山口県自治会館4階	083-932-5321	
徳島県	〒771-0135	088-677-8856	soumu@kouikikourei-tokushima.jp	
	徳島市川内町平石若松78-1	088-666-0104		
香川県	〒760-0066	087-811-1866	kouiki37-1@ma.pikara.ne.jp	
	高松市福岡町2丁目3番2号 香川県自治会館2階	087-811-1865		
愛媛県	〒799-2430	089-911-7733	info@ehime-kouiki.jp	
	松山市北条辻6番地 松山市役所北条支所2F・3F	089-911-7735		
高知県	〒780-0850	088-821-4525	info@kouiki.jimusho.jp	
	高知市丸ノ内2丁目4-1 高知県保健衛生総合庁舎5階	088-821-4518		
九州	福岡県	〒812-0044	092-651-3111	rengou@fukuoka-kouiki.jp
		福岡市博多区千代4丁目1番27号 福岡県自治会館5階	092-651-3120	
	佐賀県	〒840-0201	0952-64-8476	soumu@saga-kouiki.jp
		佐賀市大和町大字尼寺1870番地 佐賀市大和支所3F	0952-62-0150	
	長崎県	〒850-0875	095-816-3930	nagasaki-kouikirengo@biscuit.ocn.ne.jp
		長崎市栄町4番9号 長崎県市町村会館5階	095-823-2425	
	熊本県	〒862-0911	096-368-6511	kouikikoureisya@kumamoto-kouiki.jp
		熊本市健重2丁目4番10号 熊本県市町村自治会館2階	096-368-6577	
	大分県	〒870-0037	097-534-1771	info@oita-kouiki.jp
大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階		097-534-1778		
宮崎県	〒880-0804	0985-62-0920	kouikirengo@miyazaki-kourei-kouiki.jp	
	宮崎市宮田町1番11号 宮崎県自治会館4階	0985-27-7699		
鹿児島県	〒890-0064	099-206-1397	info@kagoshima-kouiki.jp	
	鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館2階	099-206-1395		
沖縄県	〒904-1192	098-963-8011	soumu@kouiki-okinawa.jp	
	うるま市石川石崎1-1 うるま市石川庁舎3階	098-964-7785		

